

## 加古川市企業立地促進奨励金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、加古川市企業立地促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、交付の適正な運用を図るため、事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱第2条の定めによる。

### (指定の申請)

第3条 要綱第4条に規定する指定の申請は、事業所建設の工事着手までに、指定事業者申請書（様式第1号）により行うものとする。

### (決定の通知)

第4条 市長は、要綱第6条に規定する指定事業者の決定の可否を、指定事業者可否決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

### (奨励金の交付申請)

第5条 要綱第8条の規定にする奨励金の交付申請は、奨励金交付申請書（様式第3号）により行うものとする。

### (奨励金の交付決定)

第6条 市長は、要綱第9条に規定する奨励金の交付決定の可否を、奨励金交付可否決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

### (奨励金の交付)

第7条 奨励金は、設置した事業所の操業開始日以後において、対象事業所に対して、土地、建物及び償却資産に係る固定資産税が共に賦課された年度から3年度間における各年度の土地、建物及び償却資産に係る固定資産税が年度内に完納されたときに限り、その翌年度において交付する。

### (奨励金の請求)

第8条 要綱第10条に規定する奨励金の請求は、奨励金請求書（様式第13号）により行うものとする。

(計画変更等の届出)

第9条 要綱第11条に掲げる届出は、それぞれ設置計画変更届(様式第5号)、工  
着手届(様式第6号)、工事完成届(様式第7号)又は操業開始届(様式第8号)  
により行わなければならない。

(事業の休止等の届出)

第10条 要綱第13条に掲げる届出は、操業休止・廃止届(様式第9号)により行わ  
なければならない。

(取消通知)

第11条 市長は、要綱第14条第1項各号の規定により指定を取り消すときは、指定  
取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、要綱第15条第1項の規定により、既に交付した奨励金の返還を命  
ずるときは、奨励金返還命令書(様式第11号)により、返還させるものとする。

(承継の届出)

第13条 要綱第17条の規定による承継の届出は、事業承継届(様式第12号)により  
行わなければならない。

附 則

この要領は、平成7年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領は、当事業の目的が達成されたときをもって廃止する。